



## 第三期倉敷市子ども・子育て支援事業計画 (倉敷市こども計画)の策定方針について

令和6年7月29日

1 | こども基本法について

2 | 次期計画の策定方針について

3 | アンケート（ニーズ）調査結果について

4 | 策定スケジュールについて



# 1 | こども基本法について

令和4年6月に**こども基本法**が成立（令和5年4月施行）  
すべてのこどもが幸せな生活を送ることができる社会を目指して、その基本的な考え方を明確にし、国や都道府県、市区町村など社会全体で「こども施策」を進めていくためにつくられました



## 第一条（目的）

この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、**次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする**

# 1 | こども基本法について



## こども施策はどのような取組か

(定義)

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援

二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援

三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

●こども基本法：第2条（定義）



# 1 | こども基本法について



## こども施策、6つの基本理念

1

すべてのこどもは大切にされ、  
基本的な人権が守られ、差別され  
ないこと

4

すべてのこどもの意見が年齢や発  
達の程度に合わせて、大事にされ、  
こどもの今とこれからにとって最  
もよいことが優先して考えられる  
こと

2

すべてのこどもは、大事に育てら  
れ生活が守られ、愛され、保護さ  
れる権利が守られ、平等に教育を  
受けられること

5

子育てをしている家庭のサポート  
が十分に行われること、家庭で育  
つことが難しいこどもに家庭と同  
じような環境が確保されること

3

すべてのこどもが、年齢や発達の  
程度に合わせて、自分に直接関係  
することに意見を言えたり、さま  
ざまな活動に参加できること

6

家庭や子育てに夢を持ち、喜びを  
感じられる社会をつくること

●こども基本法：第3条（基本理念）

※こども家庭庁「こども基本法パンフレット」より抜粋

# 1 | こども基本法について

## 👉 こども・若者の意見の反映

### こども基本法について

こどもまんなか  
こども家庭庁

#### こども基本法

- 年齢や発達の程度に応じた、こどもの意見表明機会の確保(第3条第3号)
- 年齢及び発達の程度に応じ、こどもの意見が尊重され、こどもの最善の利益の優先考慮(第3条第4号)
- こども施策(※)の策定等に当たってこどもの意見反映に係る措置を講ずることを国や地方公共団体に対し**義務付け**(第11条)

(※)「こども施策」は、「こどもに関する施策」と「一体的に講ずべき施策」からなり、こどもの健やかな成長に対する支援等を主たる目的とする施策に加え、教育施策、雇用施策、医療施策など幅広い施策が含まれる。

こども家庭庁・各府省庁においては、こども施策の策定等に当たっては、こども・若者の意見を聴き、こどもの最善の利益を優先しながら施策に反映しなければならない。

こども家庭庁「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」説明会資料より引用



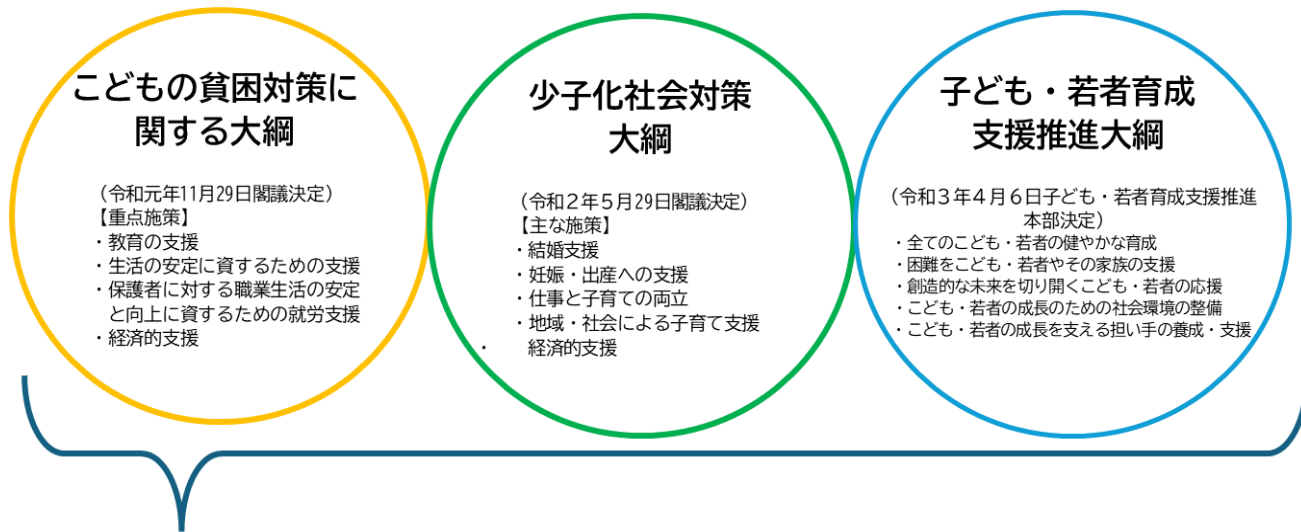
●こども基本法：第11条（こども施策に対するこども等の意見の反映）

# 1 | こども基本法について



## こども大綱

令和5年12月に「こども大綱」が閣議決定されました。  
これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、  
子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めています。



### こども大綱

・「こども基本法第9条」に定められたもので、こども施策に関する基本的な方針、こども施策に関する重要事項及びこども施策を推進するために必要な事項を定めるとともに、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法、子どもの貧困対策の推進に関する法律に準拠したものであり、令和5年12月22日に閣議決定されました。

都道府県

### こども計画

市町村

### こども計画

・「市町村こども計画」は「こども基本法第10条」に定められたもので、「こども大綱」を勘案して「子ども若者計画」「子どもの貧困対策計画」、こども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができます。  
・「こども計画」にはこどもの健やかな成長に対する支援等や、こどもや子育て家庭に関連する施策を盛り込む必要があります。

# 1 | こども基本法について

## こども大綱の構成・基本的方向性

### こども施策に関する基本的な方針

日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、以下の6本の柱を基本的な方針とする。

#### ① こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

- こども・若者は、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体であり、生まれながらに権利の主体。多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからのための最善の利益を図る。「こどもとともに」という姿勢で、こどもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押し。
- 成育環境等によって差別的取扱いを受けることのないようにする。虐待、いじめ、暴力等からこどもを守り、救済する。

#### ② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく

- こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながり、おとなは、こども・若者の最善の利益を実現する観点からこども・若者の意見を年齢や発達程度に応じて尊重する。
- 意見表明・社会参画する上でも欠かせない意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。困難な状況に置かれたこども・若者や様々な状況にあって声を聴かれにくいこどもや若者等について十分な配慮を行う。

#### ③ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

- こども・若者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを社会全体で切れ目なく支える。
- 「子育て」とは、こどもの誕生前から男女ともに始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものとの認識の下、ライフステージを通じて、社会全体で子育て当事者を支えていく。

#### ④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

- 乳幼児期からの安定した愛着（アタッチメント）の形成を保障するとともに、愛着を土台として、全てのこども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を営むことができるように取り組む。
- 困難な状況にあるこども・若者や家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮を行う。

#### ⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む

- 若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で自らを活かす場を持つことができ、現在の所得や将来の見通しを持てるようにする。
- 多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、どのような選択をしても不利を被らないようにすることが重要。その上で、若い世代の意見に真摯に耳を傾け、その視点に立って、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていく。共働き世帯が増加し、また、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている中、その両立を支援していくことが重要であるため、共働き・子育てを推進し、育児負担が女性に集中している実態を変え、男性の家事や子育てへの参画を促進する。

#### ⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する



# 1 | こども基本法について

## こども大綱の構成・基本的方向性

### こども施策に関する重要事項

「こどもまんなか社会」を実現するための重要事項を、こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ別に提示。

#### 1 ライフステージを通じた重要事項

- こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等  
(こども基本法の周知、こどもの教育、養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進 等)
- 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり (遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着、こどもまんなかまちづくり 等)
- こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供 (成育医療等に関する研究や相談支援等、慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援)
- こどもの貧困対策 (教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援)
- 障害児支援・医療的ケア児等への支援 (地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育 等)
- 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援 (児童虐待防止対策等の更なる強化、社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援、ヤングケアラーへの支援)
- こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組  
(こども・若者の自殺対策、インターネット利用環境整備、性犯罪・性暴力対策 等)

#### 2 ライフステージ別の重要事項

- こどもの誕生前から幼児期まで  
こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期。  
・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保 ・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
- 学童期・思春期  
学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性を育む時期。  
思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期。  
・こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等 ・居場所づくり  
・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実 ・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育  
・いじめ防止 ・不登校のこどもへの支援 ・校則の見直し ・体罰や不適切な指導の防止 ・高校中退の予防、高校中退後の支援
- 青年期  
大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期。  
・高等教育の修学支援、高等教育の充実 ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定 ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援  
・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

#### 3 子育て当事者への支援に関する重要事項

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにする。

- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 地域子育て支援、家庭教育支援
- 共働き・共育の推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- ひとり親家庭への支援

4

# 1 | こども基本法について

## こども大綱の構成・基本的方向性

### こども施策を推進するために必要な事項

#### 1 こども・若者の社会参画・意見反映

こども基本法において、こども施策の基本理念として、こども・若者の年齢及び発達程度に応じた意見表明機会と社会参画機会の確保、その意見の尊重と最善の利益の優先考慮が定められている。また、こども施策を策定、実施、評価するに当たって、こども・若者の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが国や地方公共団体に義務付けられている。こどもの権利条約は、児童（18歳未満の全ての者）の意見を表明する権利を定めており、その実践を通じた権利保障を推進することが求められる。

こどもや若者の意見を聴いて施策に反映することやこどもや若者の社会参画を進めることには、大きく、2つの意義がある。

- ①こどもや若者の状況やニーズをよりの確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる。
- ②こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資する。

こどもや若者とともに社会をつくるという認識の下、安心して意見を述べる場や機会をつくるとともに、意見を持つための様々な支援を行い、社会づくりに参画できる機会を保障することが重要。その際、こどもや若者の社会参画・意見反映は形だけに終わる懸念があることを認識して、様々な工夫を積み重ねながら、実効性のあるものとしていくことが必要。

- 国の政策決定過程へのこども・若者の参画促進（『こども若者★いけんぶらす』の推進、若者が主体となって活動する団体からの意見聴取、各府省庁の各種審議会・懇談会等の委員へのこども・若者の登用、行政職員向けガイドラインの作成・周知）
- 地方公共団体等における取組促進（上記ガイドラインの周知やファシリテーターの派遣等の支援、好事例の横展開等の情報提供 等）
- 社会参画や意見表明の機会の充実      ○多様な声を施策に反映させる工夫      ○社会参画・意見反映を支える人材の育成
- 若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備      ○こども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究

#### 2 こども施策の共通の基盤となる取組

- 「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM（仕組み・体制の整備、データの整備・エビデンスの構築）
- こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援
- 地域における包括的な支援体制の構築・強化（要保護児童対策地域協議会と子ども・若者支援地域協議会の活用、こども家庭センターの全国展開 等）
- 子育てに係る手続き・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信
- こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

#### 3 施策の推進体制等

- 国における推進体制（総理を長とするこども政策推進会議、こどもまんなか実行計画の策定、担当大臣やこども家庭審議会の権限行使 等）
- 数値目標と指標の設定      ○自治体こども計画の策定促進、地方公共団体との連携      ○国際的な連携・協力
- 安定的な財源の確保      ○こども基本法附則第2条に基づく検討

5

# 1 | こども基本法について



## こどもまんなか実行計画2024

こども大綱に示された6つの基本的な方針及び重要事項の下で進めていく、幅広いこども政策の具体的な取組を一元的に示したアクションプラン。（令和6年5月31日策定）

こどもや若者の権利の保障に関する取組や、「加速化プラン」等の少子化対策、こどもの貧困対策をはじめとする困難な状況にあるこどもや若者・家族への支援に係る施策など、387の項目（再掲含む）を提示。

### こども大綱との関係

#### こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）

根拠：こども基本法

内容：こども施策の基本的な方針や重要事項等を記載。

数値目標及びこども・若者等の状況を把握するための指標を設定。

対象期間：おおむね5年後を目途に見直し

決定形式：閣議決定

具体化

#### こどもまんなか実行計画2024

根拠：こども大綱

内容：こども大綱の下で令和6年度に具体的に取り組む施策を中心にまとめた施策集。「加速化プラン」等で方向性が示されている施策も記載。

施策の進捗把握のための指標を設定。

対象期間：毎年、改定

決定形式：こども政策推進会議決定

## 2 次期計画の策定方針について



### これまでの倉敷市における子ども・子育て関連計画の変遷

計 画 名 称 <small>&lt; 計画の性格・位置付け &gt;</small>	計 画 期 間
ぐらしき 子どものすこやか育成プラン <small>&lt; 0歳から18歳までの子どもの環境づくりに関する指針 &gt;</small>	平成 9～18年度
ぐらしき 子どものすこやか育成プラン <small>&lt; 前計画の見直し計画、性格・位置付けは同じ &gt;</small>	平成13～17年度
倉敷よい子いっぱい育成プラン (倉敷市次世代育成支援行動計画) <small>&lt; 次世代育成支援対策推進法に基づく計画、子どもの成長と子育て家庭への支援施策を総合的に進める基本的指針 &gt;</small>	平成17～26年度
倉敷よい子いっぱい育成プラン (倉敷市次世代育成支援行動計画後期計画) <small>&lt; 全体計画の後期分、性格・位置付けは同じ &gt;</small>	平成22～26年度
ぐらしき子ども未来プラン (倉敷市子ども・子育て支援事業計画) <small>&lt; 子ども・子育て支援新制度に基づく計画                      その他5つの計画を包含した子どもの総合計画の位置づけ &gt;</small>	平成27～36年度
<b>現行計画</b> ぐらしき子ども未来プラン後期計画 (第二期倉敷市子ども・子育て支援事業計画) <small>&lt; 全体計画の後期分、子どもの貧困対策計画を追加 &gt;</small>	令和 2～ 6年度

## 2 | 次期計画の策定方針について



### 子ども・子育て支援事業計画の法的根拠 (子ども・子育て支援法第61条)

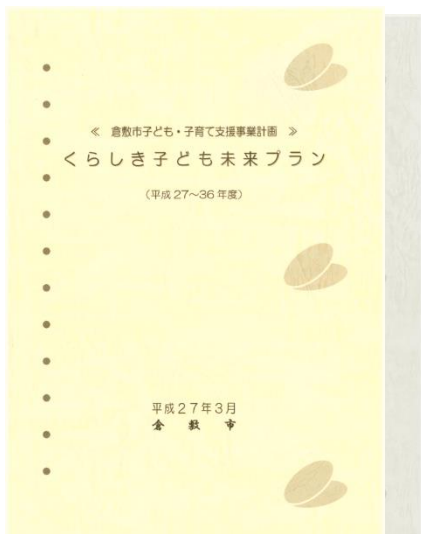
第六十一条 市町村は、基本指針に即して、**五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保**その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
  - 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
  - 三 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

## 2 | 次期計画の策定方針について



### くらしき子ども未来プラン（倉敷市子ども・子育て支援事業計画）



#### 基本理念

### 「すべての子どもが幸せに暮らせるまち」

倉敷市では、子ども・子育てに係る最上位の規範として「倉敷市子ども条例」を定め、すべての子どもが未来の希望であり、まちのかけがえのない宝であること、子どもがこの地で健やかに学び育つことを保障することが大人の責務であることなどを示すとともに、「倉敷市で育つすべての子どもが幸せに暮らせること」をめざし各条項を掲げています。

柱	施策	柱	施策	柱	施策
子ども	人権尊重	子育て	家庭・家族	地域	地域連携
	母子保健・医療		親育ち		就労環境
	就学前教育・保育		子育て支援		安全環境
	生きる力		安心・ゆとり		青少年

### 子ども・子育て支援法基本指針

子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。14

## 2 | 次期計画の策定方針について



子ども・子育て支援事業計画を軸とした一体型

第二次くらしき子ども未来プラン

子ども・子育て支援事業計画

市町村こども計画

子どもの貧困対策計画

子ども・若者計画

次世代育成支援行動計画

ひとり親家庭自立促進計画

成育医療等に関する計画

### 【計画名】

（仮称）第二次くらしき子ども未来プラン

《第三期倉敷市子ども・子育て支援事業計画》

《倉敷市こども計画》

### 【計画期間】

令和7年度～令和11年度（5か年）

### 【計画内容】

○施策の体系は、現行の計画を踏襲しつつ、新たな行政課題等への対応のための計画策定を行う。

○量の見込みと確保方策は、国の指針に基づくニーズ調査を実施し、計画策定を行う。

○こどもの意見の聴取を行い、次期計画書にこどもの意見の反映を行う。



## 2 | 次期計画の策定方針について



【参考】一体とできる計画や計画と紐付く法令・指針の例

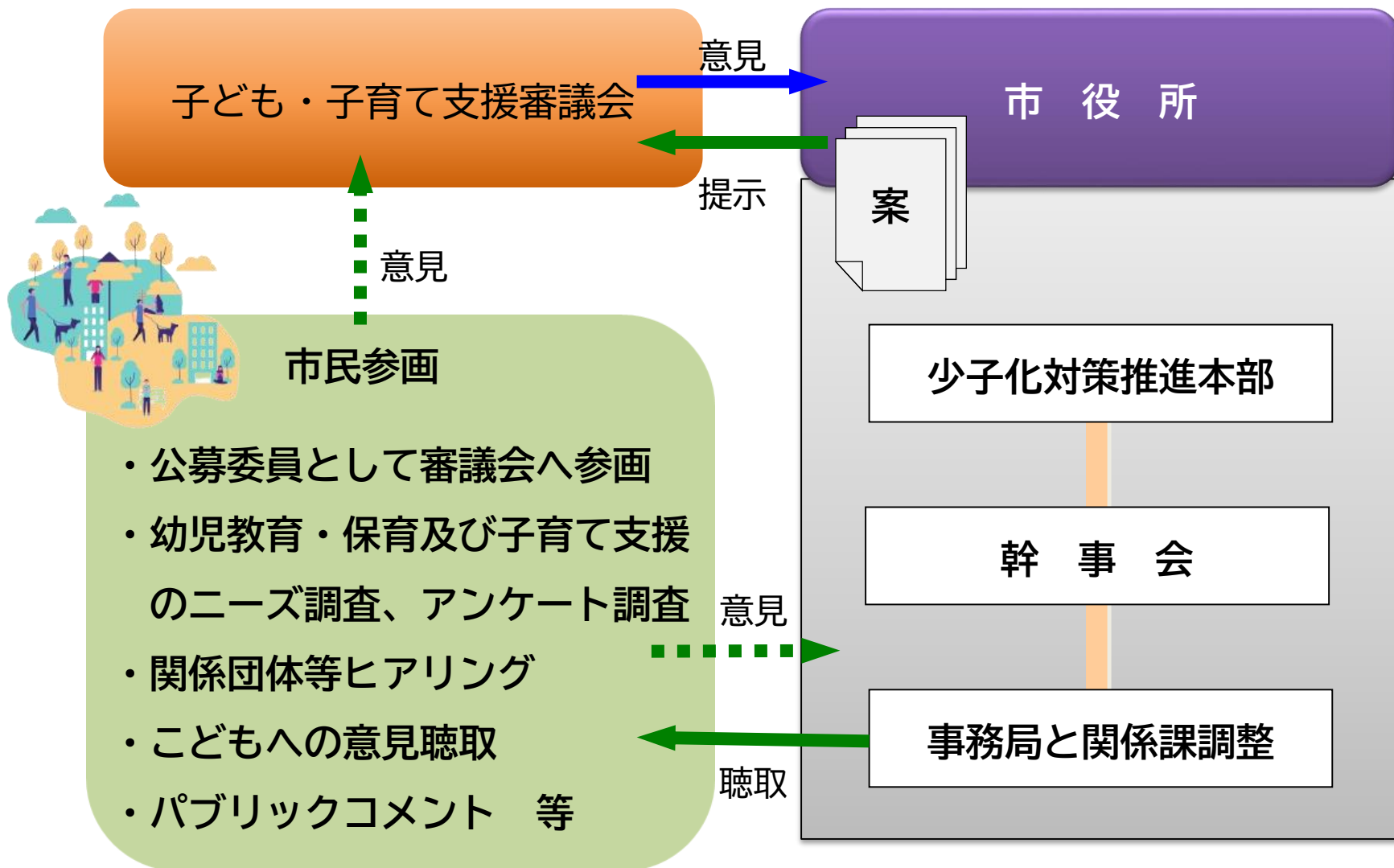
※「自治体子ども計画策定のためのガイドライン(令和6年6月 子ども家庭庁)」抜粋

法令	計画	策定指針(大綱含む)
子ども基本法 第10条	自治体子ども計画	子ども大綱
子ども・若者育成支援推進法 第9条	都道府県(市町村)子ども・若者計画	子供・若者育成支援推進大綱(子ども大綱に一元化)
子どもの貧困対策の推進に関する法律 第9条	都道府県(市町村)計画	子供の貧困対策に関する大綱(子ども大綱に一元化)
—	—	少子化社会対策大綱(子ども大綱に一元化)
次世代育成支援対策推進法 第8条、第9条	都道府県(市町村)行動計画	次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針
子ども・子育て支援法 第61条、第62条	都道府県子ども・子育て支援事業支援計画、市町村子ども・子育て支援事業計画	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成26年内閣府告示第159号)
母子及び父子並びに寡婦福祉法 第12条	自立促進計画	母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針
成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律 第17条	母子保健を含む成育医療等に関する計画	成育医療等基本方針に基づく計画策定指針、成育医療等基本方針に基づく評価指標



## 2 | 次期計画の策定方針について

### 計画の策定体制



### 3 | アンケート（ニーズ）調査結果について

#### ①子育て家庭・こども若者等に対するアンケート（ニーズ）調査

実施期間：令和6年2月2日～2月16日

調査票種別	回答者	件数	調査方法
就学前Ⅰ調査票 ※ニーズ設問中心	保護者	1,000	郵送＋WEB
就学前Ⅱ調査票 ※自治体設問中心	保護者	1,000	郵送＋WEB
小学生調査票	保護者と本人	1,000	郵送＋WEB
中高生調査票	本人	1,000	郵送＋WEB
若者等調査票	本人	1,000	郵送＋WEB

#### ②事業所・団体等アンケート調査

実施期間：令和6年3月18日～4月18日

対象数：416箇所（人）

調査方法：WEB

※一部の回答者を対象に、6月に対面によるグループヒアリングを実施



# 4 | 策定スケジュール

